

静岡県告示第356号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

令和元年11月8日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号イ

2 指定区域

静岡県富士市中里鬼ヶ島2593番45の一部、2593番46の一部、2593番47の一部、2593番48の一部、2594番16の一部、2594番17の一部、2594番18の一部、2594番19の一部、2594番20の一部、2594番21の一部、2594番22の一部、2594番24の一部、2594番25の一部、2594番27の一部 以上14筆